



2023年10月20日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の原子炉設置変更許可申請の補正について
(震源を特定せず策定する地震動に係る新規制基準改正への対応)

当社は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正に伴い「震源を特定せず策定する地震動」の策定に標準応答スペクトルが取り入れられたことから、東海第二発電所の地震動評価を行った結果、一部の周期帯において、現行の基準地震動を上回ることを確認したため、この地震動を新たに基準地震動（Ss-32）として追加し、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）に提出しました。

また、その後の審査を踏まえ、当初申請した基準地震動（Ss-32）について、作成に用いた諸元の一部見直しにより変更し、その内容を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を規制委員会に提出しました。

（2021年6月25日、2023年6月23日 お知らせ済み）

本日、当社は、原子炉設置変更許可を取得した2018年9月以降における津波及び火山影響評価に係る新たな情報を反映するとともに、これまでの審査を踏まえ記載の一部を適正化した原子炉設置変更許可申請の補正書を規制委員会に提出しました。

当社は、引き続き、規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまのご理解を得られるよう説明を尽くしてまいります。

以上

参考資料

- ・東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正